協議第２０号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　１市４町の町・字の区域は、現行どおりとする。

２　町・字の名称については、次のとおりとする。

(1)　加世田市においては、加世田を現行の大字に冠したものとする。

(2)　笠沙町、坊津町及び金峰町においては、現行の町名を現行の大字に冠したものとする。

(3)　大浦町においては、新たに大浦町を大字とする。

【表示例】

区　　域	現　　行	調　整　方　針
加世田市域の例	加世田市川畑＊＊＊番地	□市加世田川畑＊＊＊番地
笠沙町域の例	川辺郡笠沙町片浦＊＊＊番地	□市笠沙町片浦＊＊＊番地
大浦町域の例	川辺郡大浦町＊＊＊番地	□市大浦町＊＊＊番地
坊津町域の例	川辺郡坊津町久志＊＊＊番地	□市坊津町久志＊＊＊番地
金峰町域の例	日置郡金峰町大野＊＊＊番地	□市金峰町大野＊＊＊番地

平成１６年２月１２日提出（平成１６年３月４日承認）

川辺地区合併協議会　　会長　川 野 信 男